

寒河江市訓令第1号

寒河江市会計管理者事務代決及び専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月1日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

寒河江市会計管理者事務代決及び専決に関する規程の一部を改正する
訓令

寒河江市会計管理者事務代決及び専決に関する規程（昭和57年市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

別表中「、貸金、扶助費」を「及び扶助費」に、「前各号に」を「前各項に」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。